

平成26年度

香川大学大学院 香川大学・愛媛大学
連合法務研究科入学者選抜試験（A日程）

既修者試験問題

民 法（2枚）

会 社 法（1枚）

民事訴訟法（3枚）

【注意事項】

1. 監督者の「解答始め」という指示があるまで、この問題冊子をあけないこと。
2. 「解答始め」の合図により、全ての解答用紙に受験番号を記入し、解答する科目ごとに全ての解答用紙に下記の要領で解答科目名、問題番号を記入してから解答すること。
3. 解答用紙は6枚配布する。解答用紙は裏面を使用せずに、追加の用紙が必要な場合は、手を挙げてその旨を監督者に申し出ること。
4. 1枚の解答用紙には1科目のみ解答し、複数科目の解答をしないこと。
5. 解答用紙下部の 一枚中一枚目の箇所は、科目ごとに記入すること。
6. 落丁、乱丁、印刷不鮮明の箇所があった場合は、手を挙げて監督者の指示を受けること。
7. 問題の内容についての質問には一切応じないが、その他の用事があるときは、手を挙げて監督者の指示を受けること。
8. 一時退室する場合は、解答用紙および下書用紙を裏返して机の上に置き、手を挙げて監督者の指示を受けること。
9. 試験開始後15分間、および試験終了前15分間は退室を認めない。
10. 退出時には、問題用紙および下書き用紙を持ち帰ること。

記

○法 第1問を選択する場合
解答用紙（科目名：○法 第1問）

民法

以下の二問のうち一問を選択して解答しなさい。解答に際しては、表紙の注意事項のとおり、全ての解答用紙に科目名および問題番号を記入すること。なお、特に指示のない限り、特別法上の問題点は考慮する必要はない。

第1問

Aが所有する商品を賃借したにすぎないBは、その商品を所有者として倉庫業者のCに預けておいた。ところが、資金繰りに行き詰まったBは、Cに預けたこの商品が実はAの所有であることを秘し、D会社に売却する契約を締結することとなった。D社の代表取締役であるEは、この契約の締結について、顧問弁護士のFに代理権を授与して委任した。Fは「D社代理人F」としてBとの間で商品をCの倉庫に預けたまま、購入する契約に署名した。その後、Bは、「商品をD社に売却致しました。については、D社のために保管をお願いいたします。」との文書を倉庫業者であるCに交付して寄託者名義の書き換えを指示し、この指示に基づいて、Cは寄託者名義をDに書き換えた。

- (1) 商品の所有者は、AかD社か。その理由も述べよ。
- (2) (1)の場合と異なり、代表取締役Eはこの商品がAの所有であることを知っていたが、契約締結を依頼されたFが知らなかった場合には、商品の所有者は、AかD社か。その理由も述べよ。

第2問

Yは、Xの自宅の近くでマイカークラブサービスステーションの名称で中古自動車の販売等を行っていた。Xは、大学を卒業して就職し、貯金も貯まってきたので、自分だけの車が欲しくなり、父にも資金を足してもらって中古車を購入することにし、Yによい車はないかと尋ねていた。すると、Yより、「いい車があったので自宅へ持っていく」との電話連絡があった。Yが知人Bより買い受けた本件自動車は、「Bが1年しか乗っておらず、新車のような中古車だ」とYが言うので、自宅に持って来てもらった。Xが試運転しても問題はなく、Yによれば「Bは高級車に乗り換えるために本件自動車を手放した」「Yの責任において本件自動車の登録名義をX名義に移す」ということであるので、Xは、Yより代金100万円で本件自動車を購入し、即日代金を支払い、引渡を受けた。もともと本件自動車は高松A自動車販売株式会社がBに所有権留保付で売却し、登録名義はAにあったが、XはYの上記言明や「本件自動車は貴方が買うと思ったから、手付金を入れて自分が譲渡を受けたものである。」とのYの言を信じ、Yに本件自動車の所有権があると信じた。しかし、A社から所有権留保特約付で本件自動車を月賦購入したにもかかわらず、Bは代金を最初の4ヶ月支払っただけで何等の処分権限を有しないまま、さらに本件自動車をYに売渡していた。そのため、Yは、Xからの再三の請求にもかかわらず、本件自動車の登録名義をXに

移すことができずにいたところ、Xが本件自動車を使用して12ヵ月後、本件自動車の所有権を留保していたA社が、本件自動車につきこれを引渡断行の仮処分決定を得て、高松地裁執行官にその執行をなさしめたため、本件自動車はXから引き揚げられた。この仮処分を受けて、初めて、Xは、本件自動車がYの所有であったことはなく、Yが第三者所有の本件自動車をXに売渡したことに気付いた。現在の本件自動車の市場価値は50万円となっている。

- (1) XはYに対し代金の返還を求めることができるか。その理由も述べよ。
- (2) YはXに対し本件自動車の価値や使用利益の返還を請求できるか。それぞれの理由も述べよ。

会社法

以下二問のうち一問を選択して解答しなさい。解答に際しては、表紙の注意事項のとおり、全ての解答用紙に科目名および問題番号を記入すること。なお、特に指示のない限り、特別法上の問題点は考慮する必要はない。

第 1 問 名義書換を不当に拒絶された株主に対し招集通知が発送されずになされた株主総会決議に対して、総会決議を取り消す訴えが提起された。このような請求は認められるか。

第 2 問 有利発行に該当するにもかかわらず、株主総会の特別決議も公告や通知もなく新株発行が行われた。このような新株発行に対して新株発行無効の訴えが提起された。このような請求は認められるか。

民事訴訟法

以下二問のうち一問を選択して解答しなさい。解答に際しては、表紙の注意事項のとおり、全ての解答用紙に科目名および問題番号を記入すること。なお、特に指示のない限り、特別法上の問題点は考慮する必要はない。

次の記事を読んで、下記の設問のいずれかに答えなさい。

著作権者の許諾が得られていないため本文を省略しています。

著作権者の許諾が得られていないため本文を省略しています。

著作権者の許諾が得られていないため本文を省略しています。

第1問： 下線部1)のように明渡請求と家賃支払請求を一緒に提起できるのは、どの条文を根拠とするものですか。その条文が想定している(旧訴訟物理論による)3つの形態を説明し、そのような訴訟ができるための要件について説明してください。

第2問： 訴えを提起した原告が訴訟中に下線部2)の行為をすることができるのは、何主義によるのですか。また、訴訟中の和解との異同について説明してください。